

概要版



第4期きしわだ 男女共同参画推進プラン

(改訂版)



令和8（2026）年3月

岸和田市

計画の基本理念

誰もが暮らしやすい社会にするために 男女共同参画を実現するまち きしわだ

市民一人ひとりが、性別にかかわらず互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮して、多様な生き方を選択できるまちをめざします。

岸和田市男女共同参画推進条例第3条（基本理念）の6つを基本的な視点とします。

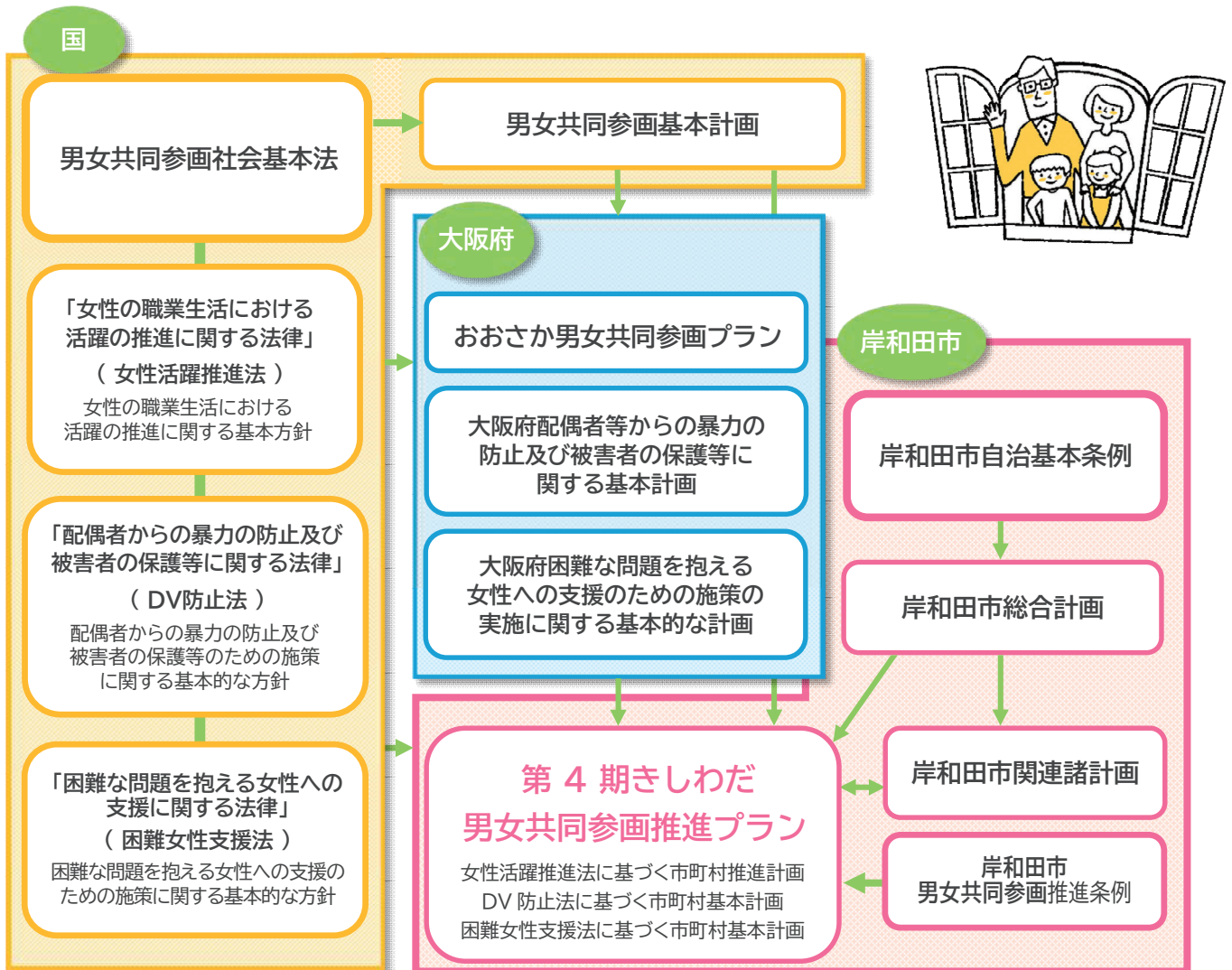
- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的又は間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識に基づく社会制度及び慣行は、男女の社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことのないよう見直されること。
- (3) 市における施策又は事業所若しくは各種の団体における方針の立案及び決定に、男女が対等に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、ともに家事、育児、介護等の家庭生活における活動を協力して担うとともに、職場、学校、地域その他の社会生活における活動に対等に参画できること。
- (5) 男女が、対等な関係の下に互いの身体的特徴及び心身の変化について理解を深め、健康に配慮するとともに、生涯にわたる性と生殖に関して自らが決定する権利が尊重されること。
- (6) 男女共同参画の推進に向けた取組は、国際社会における取組と協調して行うこと。

これらの実現のために、市民、事業者、教育関係者との協働と連携を進めていきます。



計画の位置づけ

- 男女共同参画社会基本法に基づき、国や大阪府の計画を踏まえるとともに、総合計画「将来ビジョン・岸和田」（岸和田市総合計画）を上位計画とし、他の関連計画とも整合性を図ります。
- 本市においては、「岸和田市自治基本条例」「岸和田市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進します。
- 本計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく市町村推進計画、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づく市町村基本計画、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）」に基づく市町村基本計画を包含するものです。



計画の期間及び中間見直しについて

本計画は、令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間を計画期間とし、5年を区切りとして計画の見直しを図ることとしています。

このことから、令和6（2024）年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」「男女共同参画に関する小・中・高校生意識調査」等を基に計画の進捗状況を検証し、また、男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化や法律の制定・改正等による新たな課題への対応も含め、令和7（2025）年度に中間見直しを行いました。

計画の体系

| 基本目標 | 基本施策 | 施策の方向 |
|--|--------------------------------------|----------------------------|
| I 男女共同参画意識が定着したまちづくり | 1 男女共同参画社会への理解の促進 | ① 市民団体等における男女共同参画の促進 |
| | | ② 男性の家事・育児・介護への参画促進 |
| | | ③ 男女共同参画の意識づくりのための情報の収集・提供 |
| | | ④ 性別による固定的な役割分担意識の払拭に向けた啓発 |
| | 2 男女共同参画を推進する体制等の充実 | ① 男女共同参画推進体制の充実 |
| | | ② 市職員の男女共同参画意識の向上 |
| | | ③ 男女共同参画センターの機能充実 |
| | | ④ 男女共同参画推進プランの進行管理 |
| | 3 さまざまな教育の場における男女共同参画の推進 | ① 多様な生き方を認める学校教育の充実 |
| | | ② 学校園における意識づくり |
| | | ③ 家庭や地域における意識づくり |
| | II 【女性活躍推進計画】 男女がともに働きやすいまちづくり | 1 労働の分野における男女共同参画の推進 |
| ② 就職・再就職・起業をめざす女性への支援 | | |
| ③ 事業所の女性活躍に関する取組への支援 | | |
| 2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 | | ① ワーク・ライフ・バランスの理解促進 |
| | | ② 働き方改革の推進 |
| | | ③ 地域活動やボランティア等への参画促進 |
| III 活躍するまちづくり 男女がともに | 1 政策や意思決定の場への女性の参画促進 | ① 審議会等への女性の参画促進 |
| | | ② 管理職への女性の積極的な登用 |
| | | ③ 地域活動への女性の参画促進 |
| | | ④ 女性リーダーの育成、人材の発掘 |
| | | ⑤ エンパワーメントの推進 |
| IV 暮らしを安心して暮らせるまちづくり 男女がともに安心して暮らせるまちづくり | 1 DV防止対策と被害者支援の仕組みづくり【DV対策基本計画】 | ① DV防止に向けた啓発の推進 |
| | | ② DV被害者への相談支援体制の充実 |
| | 2 生涯にわたる健康支援 | ① リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理解促進 |
| | | ② ライフステージに応じた心身の健康管理の推進 |
| | 3 一人ひとりが自分らしく暮らせるための仕組みづくり | ① 多様な性のあり方への理解促進 |
| | | ② 男女共同参画の視点からの子育てへの支援 |
| | | ③ 男女共同参画の視点からの高齢者や障害者への支援 |
| | | ④ ハラスメントの防止 |
| | | ⑤ 多様化する新たな課題への支援 |
| | 4 困難な問題を抱える女性への支援【困難女性支援基本計画】 | ① 複合的で困難な問題を抱える女性への支援体制の充実 |
| | 5 防災の分野における男女共同参画の推進 | ① 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災 |

成果指標一覧

| 基本目標 | 成果指標 | 当初値 (R3) | 中間値 (R7) | 目標値 (R12) | 指標の出典・ 調査時点等 | |
|----------------------------------|--|-----------------|-----------------|-----------------|---|---------------|
| 基本目標Ⅰ 男女共同参画意識が定着したまちづくり | | | | | | |
| 1 | 岸和田市男女共同参画推進条例の認知度 | 25.6% (R元年度) | 27.1% (R6年度) | 80% | 男女共同参画に関する市民意識調査 | |
| 2 | 男性職員の配偶者が出産する場合の特別休暇取得率 | 62.0% (R元年度) | 95% (R6年度) | 95%以上 | 「岸和田市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」 | |
| 3 | 「男は仕事をし、女は家事・育児をすべきである」という考え方に反対する市民の割合 | 54.7% (R元年度) | 65.4% (R6年度) | 90% | 男女共同参画に関する市民意識調査 | |
| 4 | 岸和田市立男女共同参画センターの認知度 | 11.3% (R元年度) | 24.3% (R6年度) | 80% | 男女共同参画に関する市民意識調査 | |
| 5 | 男女がそれぞれの能力を十分に発揮しあい、あらゆる場面で協力しあっていると感じている市民の割合 | 25.4% (R2年度) | 23.1% (R7年度) | 35.4% | 市民意識調査 | |
| 6 | 子どもの個性や能力にあった教育が行われていると感じている市民の割合 | 20.5% (R2年度) | 14.1% (R7年度) | 31.6% | 市民意識調査 | |
| 基本目標Ⅱ 男女がともに働きやすいまちづくり | | | | | | |
| 7 | 職場において育児・介護休暇など休暇の取得のしやすさが平等であると感じている市民の割合 | 18.6% (R元年度) | 30.3% (R6年度) | 50% | 男女共同参画に関する市民意識調査 | |
| 8 | 仕事と生活の調和が取れていると感じている市民の割合 | 50.5% (R2年度) | 51.7% (R7年度) | 60.5% | 市民意識調査 | |
| 9 | 働きながら子育てができる環境が整っていると感じている市民の割合 | 22.0% (R2年度) | 17.3% (R7年度) | 32.0% | 市民意識調査 | |
| 基本目標Ⅲ 男女がともに活躍するまちづくり | | | | | | |
| 10 | 審議会等における女性の割合 | 35.3% (R2年度) | 36.0% (R7年度) | 40%以上 60%以下 | 各年度 4月1日時点 | |
| 11 | 審議会等における女性委員ゼロの数 | 4 (R2年度) | 4 (R7年度) | 0 | 各年度 4月1日時点 | |
| 12 | 市職員における各役職段階における女性職員の割合 | 部長級 | 6.7% (R2年度) | 16.1% (R7年度) | 21% | 各年度 4月1日時点 |
| | | 課長級 | 23.4% (R2年度) | 26.7% (R7年度) | 31% | |
| | | 主幹級 | 28.5% (R2年度) | 35.5% (R7年度) | 40% | |
| | | 担当長級 | 44.6% (R2年度) | 43.0% (R7年度) | 40%以上 60%以下 | |
| | | 主査級 | 52.8% (R2年度) | 51.6% (R7年度) | 40%以上 60%以下 | |
| 13 | 教職員の管理職（校（園）長・教頭）における女性の割合 | 19.7% (R2年度) | 26.8% (R7年度) | 50% | 各年度 4月1日時点 | |
| 基本目標Ⅳ 男女がともに安心して暮らせるまちづくり | | | | | | |
| 14 | DVについて、相談窓口が存在することを知っている市民の割合 | 50.7% (参考値) | 76.6% (R6年度) | 100% | 当初値(参考値)は大阪府調査 (*注1)(*注2) 中間値は男女共同参画に関する市民意識調査(*注3) | |
| 15 | パートナー間において「なぐる、ける」をDVとして認識している割合 | 95.4% (参考値) | 93.6% (R6年度) | 100% | | |
| 16 | パートナー間において「友達や身内とのメールや電話をチェックしたり、つきあいを制限したりする」をDVとして認識している割合 | 69.2% (参考値) | 58.2% (R6年度) | 100% | | |
| 17 | 岸和田は子どもを生き育てやすいと感じている市民の割合 | 23.6% (R2年度) | 21.4% (R7年度) | 38.2% | | 市民意識調査 |

(*注1) 14(参考値)は令和元年度男女共同参画に関する府民意識調査（男女合わせた全体の割合）

(*注2) 15・16(参考値)は令和元年度男女共同参画に関する府民意識調査（女性のみ）の割合）

(*注3) 14・15・16の中間値は令和6年度男女共同参画に関する市民意識調査（男女合わせた全体の割合）

計画の基本目標

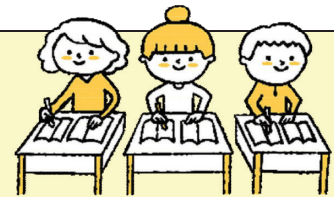
基本目標 I

男女共同参画意識が定着したまちづくり

今なお「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識や「男らしさ」「女らしさ」といった固定観念により、家庭や地域、職場などにおいてさまざまな男女間の不平等が残っています。

こうした状況を改善するために、市、市民、事業者、教育関係者が協働して男女共同参画を推進します。

| 基本施策 | 施策の方向 |
|---------------------------|---------------------------|
| 1. 男女共同参画社会への理解の促進 | ①市民団体等における男女共同参画の促進 |
| | ②男性の家事・育児・介護への参画促進 |
| | ③男女共同参画の意識づくりのための情報の収集・提供 |
| | ④性別による固定的な役割分担意識の払拭に向けた啓発 |
| 2. 男女共同参画を推進する体制等の充実 | ①男女共同参画推進体制の充実 |
| | ②市職員の男女共同参画意識の向上 |
| | ③男女共同参画センターの機能充実 |
| | ④男女共同参画推進プランの進行管理 |
| 3. さまざまな教育の場における男女共同参画の推進 | ①多様な生き方を認める学校教育の充実 |
| | ②学校園における意識づくり |
| | ③家庭や地域における意識づくり |



基本目標 II

男女がともに働きやすいまちづくり

【女性活躍推進計画】

労働の分野では、管理職の女性比率が低いこと、男性に比べて女性は非正規雇用が多く、賃金が低いことなどが問題となっています。誰もが性別にかかわらず、個性と能力に応じて職業を選択し、多様な働き方を選択できることが重要です。

また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）や働き方改革を進めることなど、男女がともに働きやすい制度や労働環境を整えることが大切です。

| 基本施策 | 施策の方向 |
|------------------------------|----------------------|
| 1. 労働の分野における男女共同参画の推進 | ①多様な働き方への支援 |
| | ②就職・再就職・起業をめざす女性への支援 |
| | ③事業所の女性活躍に関する取組への支援 |
| 2. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進 | ①ワーク・ライフ・バランスの理解促進 |
| | ②働き方改革の推進 |
| | ③地域活動やボランティア等への参画促進 |

基本目標 III

男女がともに活躍するまちづくり

世界の中で日本は、政治分野では国会議員や閣僚の女性比率が、経済分野では管理職の女性比率が低く、また、男女の賃金格差が大きい状況にあります。性別にかかわらず、地域、職場などあらゆる場面で意思決定の場に参画し、その声を反映させていくことが大切です。

そのための人材を育成するとともに、女性が意思決定の場へ参画しやすい環境を整えていきます。

| 基本施策 | 施策の方向 |
|-----------------------|-------------------|
| 1. 政策や意思決定の場への女性の参画促進 | ① 審議会等への女性の参画促進 |
| | ② 管理職への女性の積極的な登用 |
| | ③ 地域活動への女性の参画促進 |
| | ④ 女性リーダーの育成、人材の発掘 |
| | ⑤ エンパワーメントの推進 |



基本目標 IV

男女がともに安心して暮らせるまちづくり

DVを防止するための取組や被害者への支援体制を整えていきます。

また、性的な被害や家庭の状況、地域社会との関係性等の事情により生活を営む上で困難な問題を抱える女性に対し、本人の意思を尊重しながら問題の背景や心身の状況等に応じた包括的な支援を行う体制を整えていきます。

さらに、近年頻発する大規模な自然災害に対し、一人ひとりの防災意識を高め、女性の視点を取り入れた防災活動を行います。

| 基本施策 | 施策の方向 |
|--------------------------------------|----------------------------|
| 1. DV防止対策と被害者支援の仕組みづくり 【DV対策基本計画】 | ① DV防止に向けた啓発の推進 |
| | ② DV被害者への相談支援体制の充実 |
| 2. 生涯にわたる健康支援 | ① リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理解促進 |
| | ② ライフステージに応じた心身の健康管理の推進 |
| 3. 一人ひとりが自分らしく暮らせるための仕組みづくり | ① 多様な性のあり方への理解促進 |
| | ② 男女共同参画の視点からの子育てへの支援 |
| | ③ 男女共同参画の視点からの高齢者や障害者への支援 |
| | ④ ハラスメントの防止 |
| | ⑤ 多様化する新たな課題への支援 |
| 4. 困難な問題を抱える女性への支援 【困難女性支援基本計画】 | ① 複合的で困難な問題を抱える女性への支援体制の充実 |
| 5. 防災の分野における男女共同参画の推進 | ① 男女共同参画の視点を取り入れた地域防災 |



～市民のみなさん、一緒に考えましょう～

- みなさんの周りにDVやその他の様々な問題で悩んでいる人・困っている人がいたら、「相談できる専門のところがあるよ。」と話を聴いてあげましょう。
- 地域の防災講座や避難訓練に参加してみましょう。
- 災害時に備え、避難所運営など、男女みんな考えてみましょう。

計画の推進体制

(1) 庁内推進体制の強化

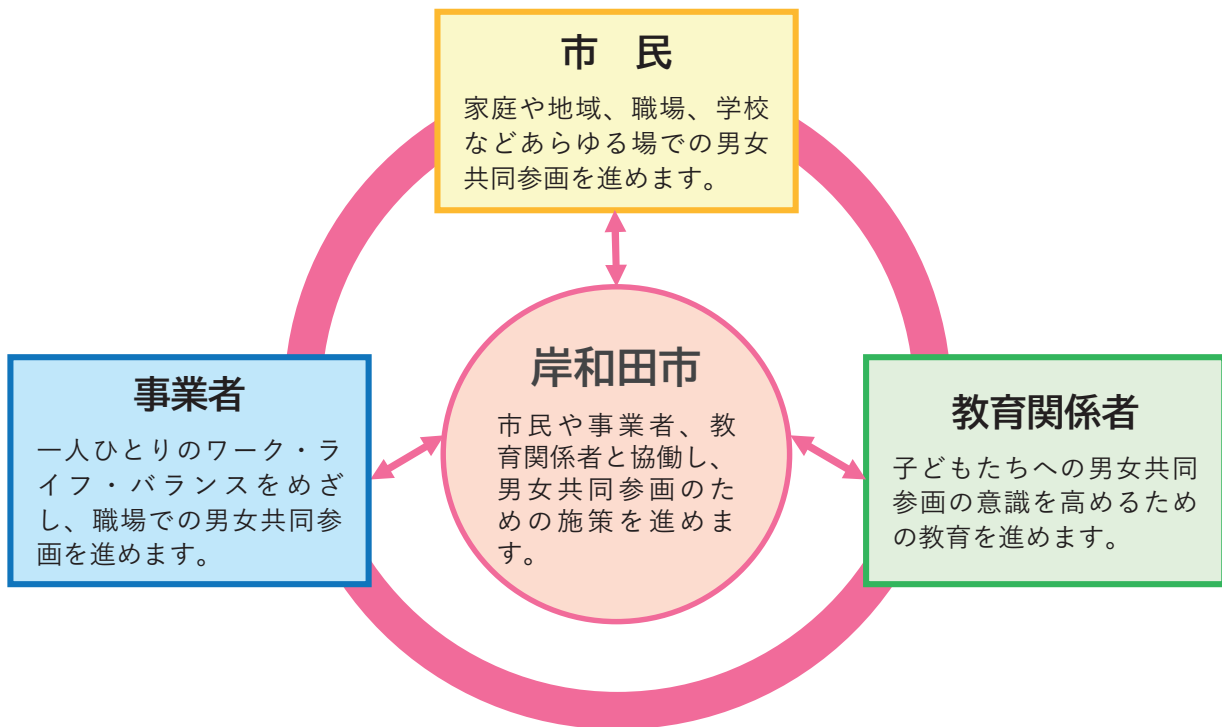
「岸和田市男女共同参画推進本部」を中心に全庁的な取組を総合的、効果的に推進します。

(2) 市民、事業者及び教育関係者との協働、連携

本計画の推進には、職場、地域、学校・園などあらゆる場面での取組が重要であるため、市民、事業者、教育関係者と協働するとともに、互いの連携を進めます。

(3) 男女共同参画センターの充実

男女共同参画の学習機会の提供、情報収集と発信、相談機能の強化、グループ活動の支援など、男女共同参画推進のための拠点施設として充実を図ります。



計画の進行管理

- 基本目標ごとに数値目標を掲げ、計画の進行管理をします。
- 「岸和田市男女共同参画推進本部」においては、数値目標の達成状況や進行状況について、計画の評価を行うとともに、施策の推進状況について検証し、本計画を総合的に推進します。
- 「岸和田市男女共同参画推進審議会」においては、本計画の変更や課題の追加も含めた総合的な評価をします。

概要版 第4期きしわだ男女共同参画推進プラン（改訂版）

発行年月：令和8（2026）年3月 発行：岸和田市市民健康部人権・男女共同参画課
〒596-0042 岸和田市加守町4丁目6番18号
TEL：072-429-9858 FAX：072-441-2536

詳しくはホームページをご覧ください

